

色麻町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針

平成25年1月28日策定

第1 趣旨

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）」が施行され、色麻町（以下「町」という。）は公共建築物における木材利用の促進に向け、効果的な施策に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第9条第1項の規定に基づき、宮城県が定めた「宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針（平成23年10月7日策定）」に即して、公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項及び町が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し必要な事項等を定めるものとする。

第2 公共建築物における木材利用の促進に関する基本的事項

1 公共建築物における木材利用の促進の意義と効果

木材利用の促進は、林業・木材産業の振興を通じて、森林の適正な整備による国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能の発揮や、地域経済の活性化及び雇用の創出に資するものであるとともに、木材が再生可能な資源で、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資源であることから、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止に貢献することが期待される。

公共建築物は、広く町民の利用に供されるものであることから、木材利用の促進を図ることにより、利用する多くの町民が、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することとなり、木材の利用拡大という直接的な効果及び公共建築物以外の一般建築物における木材利用等の波及効果も期待できる。

2 木材利用を促進する公共建築物

「公共建築物」とは、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所、福祉センター等）、病院、運動施設（町民体育館、武道館等）、社会教育施設（公民館、コミュニティーセンター等）、町営住宅、庁舎、農業伝習館等の建築物をいう。

3 色麻町が整備する公共建築物等における木材利用

（1）施設の木造・木質化

町が行う公共建築物の整備に当たっては、構造、設置場所、コスト等の制約を受けられるものを除き、積極的に木造・木質化に努める。

なお、木材利用の観点から、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品については、木材を原材料として使用したものの利用に努める。

(2) 木質バイオマス利用

町は、公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(3) 公共土木工事等における木材利用

町は、公共性の高い施設を整備する際は建築物のみならず、公共土木工事等においても木材の利用に努める。

(4) 地域材利用

木材利用に当たっては、地域材（町内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「町産材」又は県内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「県産材」）を積極的に活用し、構造耐力上主要な部分に用いる製材及び丸太の規格は、原則として「優良品やぎ材」、日本農林規格（JAS）の規格に適合するものの利用に努める。

4 町以外の者が整備する公共建築物における木材利用の促進

町以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、整備主体に対し木材利用の促進を広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

5 町民の理解の醸成

公共建築物においては木材の利用を促進し、町民に見る、触れる等木材の良さを実感する機会を幅広く提供する。これにより木材の特性や木材利用の意義について理解の醸成が図られるように努める。

第3 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

町は、整備する公共建築物の木造化に努め、エントランスホール、窓口等、町民の目に触れることが多い箇所については木質化に努める。

第4 その他

1 地域材の適切な供給の確保

公共建築物を整備する者だけでなく、森林所有者、素材生産者、製材業者、その他の関係者や木材利用に努める設計者等と連携するとともに、県推奨材利用のワンストップ窓口である「みやぎ材利用センター」の活用等により、地域材の適切な供給確保に努める。

2 公共建築物の整備等におけるコスト面の検討

木材を利用するに当たっては、設計段階から一般に流通している木材を使用することや効率的に木材調達ができるよう配慮することなどによって、建設コストの縮減を図る。

また、公共建築物の整備の際には、建築物や備品について計画・設計段階から建設コストだけでなく、維持管理や解体・廃棄までのライフサイクルコストを十分検討し、利用者のニーズ及び木材による付加価値等を含め総合的に判断して木材の利用に努める。

3 木材利用を通じた東日本大震災からの復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、住宅や公共建築物等に甚大な被害を及ぼした。今後の公共建築物等の復旧に当たっては、この方針に基づき、林業・木材産業に携わる者と連携しながら木材利用の促進に努める。